

平成30年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成30年12月21日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第1号 名寄市立大学奨学金給付条例の制定について（総務文教常任委員長報告）
- 日程第3 議案第3号 名寄市営牧野条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告）
- 日程第4 議案第26号 平成30年度名寄市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議案第27号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第28号 名寄市議会基本条例の制定について
議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
議案第30号 名寄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
議案第31号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について
議案第32号 名寄市議会会議規則の一部改正について
- 日程第7 委員会所管事務調査報告について
- 日程第8 意見書案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書
意見書案第2号 後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書
意見書案第3号 日米地位協定のあるべき姿への見直しを求める意見書

- 意見書案第4号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書
意見書案第5号 相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書
意見書案第6号 教育の無償化・負担軽減に関する意見書

- 日程第9 報告第2号 例月現金出納検査報告について
- 日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第11 委員の派遣報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第1号 名寄市立大学奨学金給付条例の制定について（総務文教常任委員長報告）
- 日程第3 議案第3号 名寄市営牧野条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告）
- 日程第4 議案第26号 平成30年度名寄市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議案第27号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第28号 名寄市議会基本条例の制定について
議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
議案第30号 名寄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
議案第31号 名寄市議会議員の議員

	報酬等の特例に関する条例の一部改正について	12番	大石健二	議員
		13番	熊谷吉正	議員
	議案第32号 名寄市議会会議規則の一部改正について	15番	高橋伸典	議員
		16番	佐々木寿	議員
日程第7	委員会所管事務調査報告について	18番	東千春	議員

日程第8 意見書案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書

意見書案第2号 後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書

意見書案第3号 日米地位協定のあるべき姿への見直しを求める意見書

意見書案第4号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

意見書案第5号 相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書

意見書案第6号 教育の無償化・負担軽減に関する意見書

日程第9 報告第2号 例月現金出納検査報告について

日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第11 委員の派遣報告について

1. 出席議員（18名）

議長	17番	黒井徹	議員
副議長	14番	佐藤靖	議員
	1番	浜田康子	議員
	2番	山崎真由美	議員
	3番	野田三樹也	議員
	4番	川口京二	議員
	5番	川村幸栄	議員
	6番	奥村英俊	議員
	7番	高野美枝子	議員
	8番	佐久間誠	議員
	9番	東川孝義	議員
	10番	塩田昌彦	議員
	11番	山田典幸	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長	久保敏
書記	渡辺敏史
書記	開発恵美
書記	長正路慶

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
教育長	小野浩一君
総務部長	中村勝己君
市民部長	三島裕二君
健康福祉部長	小川勇人君
経済部長	白田進君
建設水道部長	天野信二君
教育部長	河合信二君
市立総合病院事務部長	岡村弘重君
市立大学事務局長	松島佳寿夫君
総合政策室長	石橋毅君
こども・高齢者支援室長	廣嶋淳一君
上下水道室長	粕谷茂君
会計室長	常本史之君
監査委員	鹿野裕二君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 山 崎 真由美 議員

9番 東 川 孝 義 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員から発言を求められていますが、これを許してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありませんので、発言を許可します。

塩田昌彦議員。

○10番（塩田昌彦議員） 私が12月19日に行いました一般質問において、大項目の1、名寄市における行財政改革の取り組みについて、小項目の1、適正な定員管理と人材確保について及び大項目の3、地元中小企業の振興をより進めるための対策について、小項目の2、官公需受注機会の確保と地元業者の育成にかかわる地元業者への優先発注についての再質問の中で不適切な発言がありましたので、一部を取り消していただき、会議録及び電磁的記録については議長において精査の上、削除及び修正していただけるようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ただいまの塩田議員からの申し出のとおり、会議規則第65条の規定に基づき一般質問の発言内容について議長において精査の上、削除及び修正することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、会議録及び電磁的記録について削除及び修正することにいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第1号 名寄市立大学奨学金給付条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 平成30年第4回定例会付託議案第1号 名寄市立大学奨学金給付条例の制定について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、12月5日、10日、14日の3回開催し、慎重に審査を進めました。

第1回では、説明資料として、資料1、名寄市立大学奨学金制度の創設については学生のアルバイトの状況や奨学金制度の創設の目的、制度の概要等について、資料2、将来構想抜粋では本条例案は将来構想に大学独自の給付型奨学金の検討を行うこと背景があること、資料3、日本学生支援機構や貸与型奨学金における出身世帯の所得制限と本学奨学金の考え方では生活貧困のラインを第1種、無利子、第2種、有利子を併用する表にあわせ世帯3名で給与収入600万円未満とした、資料4、公立大学における奨学金の状況では各大学での取り組み状況と北海道内では初の取り組みとなる、資料5、国の高等教育の負担軽減の具体的方策については現段階での制度設計について、資料6、名寄市立大学生の奨学金貸与状況については貸与人数の比率として栄養50.6%、看護60.0%、社会福祉53.2%、社会保育51.7%で、合計では54.2%、資料7、授業料の減免の状況では平成29年度では判定1世帯9名、判定2世帯9名、判定3世帯53名、合計71名で、減免額では授業料482万2,200円、その他の給付金689万3,750円の合計1,171万

5,950円、資料8では想定される今後のスケジュール、その他の資料として名寄市立大学奨学金制度の概要についてとふるさと納税、大学に関する事業に係る寄附額の推移では平成28年度697件、1,001万3,000円、平成29年度2,648件、2,623万8,034円、平成30年度11月5日現在で3,696件、3,878万7,000円で、経費を除いた約40%を財源にしたいとの説明を受けて質疑に入りました。

委員からの2年次からの給付にした理由についての質問には、入試には推薦と一般があり、入試の成績で判断することは難しく、入学してからの頑張りを評価したい。成績が最も優秀な人よりも2番目の人が困窮度合いが高い場合の判断はどの質問には、独自に設けている成績評価値の規定があり、秀が4点、優が3点、良が2点、可が1点、不可が零点というポイントがあり、これに当該授業科目の単位数を乗じて得た数値をグレートポイントでGPといい、これを合計したものがグレートポイントアベレージでGPAと呼び、各学科各学年1名のGPAの一番よい学生に支給したい。第1条の目的に経済的理由のため修学困難と認められる者に支給とうたわれており、生活困窮と成績優秀のバランスをどのように判断するのかと質問には、条例の目的には給付型奨学金と災害一時給付奨学金を定義しており、2つあわせた目的と理解していただきたい。GPAが同じ場合は所得で判断したい。入学1年次からの支給は大学を選ぶときの選択理由につながるのではないかとこの質問には、学内での議論の際にも1年生の支給についての意見もあり、初めから除外をした議論ではなかったが、趣旨として入学してからの頑張りを評価したい。第2条の世帯と家族の違いはどの質問には、世帯は住民票上の世帯と考える。世帯の収入を支給の判断材料として重点を置いてはどの質問には、世帯の人数が多くなると給与の判断額も上昇する。学内でも議論になったGPAにさまざまな要素を加えると判断が難しく、説明責任に

耐え得るルール化が必要。資料1の給付型奨学金の判断のGPA等の等とはどのようなことかとの質問には、等は同点だった場合を想定した。ボランティアなどの加点も考えられるが、制度の判断を明確にしたい。この形でスタートさせていただき、課題等については審査委員会で検討したい。給付を受ける学生が中途退学等で資格を失った場合は次席の学生が繰り上がるのかとの質問には、法制担当と協議し、次回回答とするなどの答弁がありました。

今回の追加資料として、名寄市立大学奨学金給付条例施行規則の構成案、国の高等教育無償化対策における影響額、平成30年度在学生の日本学生支援機構利用状況及び仕送り、アルバイトに関する資料を求め、委員会を終了いたしました。

第2回委員会では、基金の財源等について説明を受け、奨学金受給者が取り消しになった場合、第6条で各学科各学年1名と規定しているので、次席の方が対象となると説明を受けました。

追加資料1の名寄市立大学奨学金給付条例施行規則の構成案では、1章から5章までで構成され、給付金の給付日では所得金額の確定後から1回目は7月15日に6カ月、10月15日に3カ月、1月15日に3カ月分を支給する。追加資料2の国の高等教育無償化対策における影響額では、平成29年度の試算で授業料で2,536万1,200円、入学料269万4,000円で合計2,805万5,200円と見込む。追加資料3の平成30年度在学日本学生支援機構利用状況、7月末現在では平成27年入学で59.9%、平成28年度入学者で55.4%、平成29年度入学者で56.7%、平成30年度入学者で46.7%で、貸与月額3万円から5万1,000円までが54.9%となっている。追加資料4では、仕送りの状況で仕送りなしが36.3%、2万5,000円から5万円未満が22.2%、5万円から7万5,000円が20.7%、アルバイト収入では2万5,000円から5万円未満が35.4%、5万円から7万5,000円未満が

31.8%、アルバイトの状況では長期休業、授業期間ともに行うが69.1%を占めているなどの説明を受けました。

委員からの寄附を募る際の周知方法等についての質問では、既に市内事業者からいただいている活用目的を指定した寄附については奨学金基金設置後に積み立て直すこととし、周知では金融機関や団体等に説明をしており、今後もお願いや説明に努めたい。説明資料にある国際交流奨学金と地元就業奨学金と基金の関係についての質問には、寄附者の意向が指定されている寄附については利用目的に沿って使わせていただきたい。受給者の欠員が出た際の対応を明確にすべきではないかとの質問には、規則で明記したい。給付の取り消しや返還の場合の対応についての質問には、それらの手続を規則に明記したい。国の制度とあわせて今後の考えをとる質問には、制度設計では本来金額も人数も広げたいというのが学内の一致した考えだが、財源との調整もある。本制度をスタートさせ、今後検証を重ねたい。国の無償化の今後の見通しについての質問には、一部の全国紙の記事情報では公立大学では授業料等の減額分の交付税措置を別枠で行うのではなく、授業料の減免や未納分を見込んだ11%程度が既に交付税に含まれており、影響額が直接影響することが考えられる。1年生への給付に対する今後の考えはとの質問には、入試の種類が3つあることと財源を検証しながら検討したい。家屋災害の際の一時金10万円で十分かとの質問には、10万円で救われるかはわからないが、支援が学習の一助という趣旨を含んでいるとの答弁がありました。

第3回委員会では、松島事務局長から冒頭に発言があり、2回の審査の状況を踏まえて、1年生への給付型奨学金の給付について入試区分が推薦と一般入試の前期、後期があり、その中から1名を選ぶことが困難。学内議論で入学時の成績よりも入学後に頑張った学生に支給したいとの考えや財源の課題から、1年生には支給をしないことと

していたが、委員会の質疑の中から学生確保の観点も含めて新1年生から該当させるべきではないかとの意見が多く、学内及び設置者との協議を行い、選考方法や財源の問題はあるものの、学生確保の観点から必要性を認識した。本制度を平成31年度からスタートさせた後に1年生を対象にする場合の選考要件や寄附金の状況も含めた財源などの課題について、平成32年度の募集に間に合うように検討、協議を進めたい。また、特に解釈がわかりにくい表現等については規則に規定できる部分は織り込み、わかりやすい資料の作成などに努めたい旨の発言がありました。

その後委員間の議論を行い、委員からは本制度をスタートさせる中で平成32年度までに1年生への対応を評価する意見が述べられ、異議がないことから討議、討論を省略し、採決を行い、平成30年第4回定例会付託議案第1号 名寄市立大学奨学金給付条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案第1号の審査の経過並びに結果についての御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第3号 名寄市営牧野条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、奥村英俊委員長。

○経済建設常任委員長（奥村英俊議員） 議長より御指名がありましたので、平成30年第4回定例会付託議案第3号 名寄市営牧野条例の一部改正についての委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、平成30年12月12日、担当職員の出席を求め、本条例の内容について慎重に審査を行いました。

委員会では、最初に事前の送付資料について審査資料とすることを確認し、改正の目的、主な改正点、利用料金の算定及び施行期日について、今回の提案は合併以降の課題であった2つの公共牧場の今後のあるべき姿について検討し、関係者のこの間の努力によって構築された体制を踏まえ、生産者の方の理解等もいただいた上での提案であり、改正の目的については名寄市営牧野と名寄市母子里地区共同牧場は現在役割を分担しながら一体的な運営が図られている現状を踏まえ、合併後から両牧場で異なっていた預託家畜の種別や利用区分を実情に合わせる。指定管理者の雇用の安定や専門的な人材を育成し、利用向上を図るために指定管理期間の延長をする。主な改正点については、名寄市営牧野条例と名寄市母子里地区共同牧場条例の2つの条例を名寄市牧場条例に統一し、名寄市母子里地区共同牧場条例については廃止する。牧場の名称を名寄牧場、母子里牧場に変更する。指定管理期間について名寄3年、母子里2年であったものを5年に延長する。利用料金は、家畜の種類を統一し、月齢区分を廃止して料金の統一を図る。利用料金の算定については、利用牧場に係る運営コストの5割負担を原則として、市内の利用者については激変緩和措置を適用して230円、市外利用者については240円とする。採草地の利用については、現行の単価が妥当と判断して1,540円とする。施行期日については、平

成31年4月1日とし、指定管理の期間に関する分については平成32年4月1日からとするとの説明を受けました。

委員からは、市外の利用もできるとの説明だったが、利用の優先についての考えはに対し、条例の条文は市外の方が利用できるようにしているが、現状では市外からの受け入れはありませんし、今後の頭数の予測からも市外からの受け入れは想定していない。牧場に余力が出たときには市外の方の受け入れもあり得るが、草地、放牧面積が現状でも少し足りない状況であり、市内の方が優先して利用する。放牧地や草地の利用がふえた場合には、母子里などの現在利用していない草地の拡張を図る考えなのかに対し、利用拡大で拡張が必要となったときには母子里地区の未利用になっている草地を整備し利用する。近隣の牧場の面積と比較して名寄は草地としては非常に小さいため、過密状態の緩和や草地の更新等により草地の生産力と利用頭数のバランスを図り、内容を充実していくことが必要と考えるが、考えはに対し、施設内容の充実については老朽化している施設、牧柵、パドックなどは年次的、計画的に改修、更新を図り、草地更新は通常の入牧に影響がないような形で草地の更新、改善を図っていきたい。今後の課題で育成牛の哺育育成の施設が名寄にはないが、今後の展開はに対し、哺育育成センターについてはJA、名寄市、普及センターの3者の関係機関と生産者の方も交えて哺育育成センターの設置に向けて検討が進められている状況です。第3条の家畜とは牛と馬の限定か、羊や豚なども入っているのか、また指定管理業務の報告義務はいつの時点でどういう形で報告されるのかに対し、家畜についてはこれまで牛としていたが、今後は牛と馬の受け入れができるものとした。指定管理については議会の同意をいただき、その後の牧場の運営状況については決算、予算の追加資料の中で報告させていただいており、必要に応じて委員会の中でも報告させていただく。条例あるいは協定

に基づく報告は年度が終わった段階での報告となっている。全戸への説明とは17戸全戸に対して同意を得たということか、捕獲料と採草地の利用料は市内、市外と変わらない理由をに対し、ことしの入牧の制限については酪農家の皆さんに説明し、御理解をいただいている。捕獲料は授精対象牛を捕獲する際に係る対応する人と付随作業の費用なので、特に市内、市外問わず設定している。採草地の利用は、市内についても余りないと想定しているが、仮に草地利用となれば未利用地を使うこととなり、利用することでの草地管理をやっていただけるということにつながるので、料金的には市内、市外差をつけない形で設定した。放牧の期間と想定される馬の利用、牛と馬が競合する場合の対応はに対し、現状の放牧期間はおおむね5月中旬ごろから10月上旬まで、馬の放牧は過去に母子里牧場で受け入れた経過はあるが、当面馬の放牧については見込めないと思っている。実際に預かる場合は、牛と一緒にできないので、母子里地区の未利用地を使うなど牧区を分けて対応することを考えているとの答弁を受け、質疑を終了し、採決を行った結果、異議はなく、平成30年第4回定例会付託議案第3号 名寄市営牧野条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査経過並びに結果報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決

されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第4 議案第26号 平成30年度名寄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第26号 平成30年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに5,129万円を追加をし、予算総額を221億6,321万2,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。4款衛生費では、食肉センター施設の改修に伴い食肉センター事業特別会計繰出金5,129万円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加に伴い、20款繰越金で5,129万円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第27号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第27号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、食肉センター施設の改修に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出それぞれ5,129万円を追加し、予算総額を1億135万5,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款衛生費では、さきの調査に基づきと畜場施設内の衛生面作業安全の改善に必要な施設改修に伴い5,129万円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金におきまして5,129万円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第28号 名寄市議会基本条例の制定について、議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、議案第30号 名寄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、議案第31号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について、議案第32号 名寄市議会会議規則の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田典幸議員。

○11番（山田典幸議員） 議案第28号 名寄市議会基本条例の制定について、議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、議案第30号 名寄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、議案第31号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について、議案第32号 名寄市議会会議規則の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

これまで名寄市議会では、平成27年第3回定例会において市民の負託に応え、市民の目線を基本にスピード感を持って議会改革を進めることを目的に議会改革調査特別委員会を設置して議論を進め、平成30年第1回定例会において委員長報告を行い、協議結果に基づく条例改正等については議会運営委員会に引き継いで議論をすることにしておりましたが、一定の協議が終了したことに伴い関係条例等の一部改正を行うものであります。

改正の主な点を御説明いたします。議案第28号 名寄市議会基本条例の制定につきましては、名寄市議会基本条例を平成21年4月に施行し、約10年が経過いたします。本条例の第22条におきましても市民の意識や社会情勢の変化などを考慮して検討、見直しを行うことを規定しており、先進都市の事例やこれまでの議会基本条例に基づ

く議会運営の検証、市民アンケート調査結果において反映すべき内容等について整備を行いました。

具体的な改正内容といたしましては、基本理念、基本方針、災害時の議会対応を条項に追加し、議決事項の定めと政務活動費の執行及び公開等について一部改正を行っております。

議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正につきましては、これまで議長は議会の同意を得て常任委員会の委員を辞退することにしておりましたが、次期改選期から議長は常任委員会の委員を辞退しないことにしたため、一部改正を行うものです。

議案第30号 名寄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正につきましては、これまで政務活動費の交付対象を会派（所属議員が1人の場合も含む）としていましたが、一人会派の議会運営上での取り扱いについて見直しを行い、会派または議員（会派に属さない者に限る）に改めることに伴い、あわせて所要の改正を行うものであります。

議案第31号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正につきましては、適用除外として新たに女性議員の妊娠を追加するものであります。

議案第32号 名寄市議会会議規則の一部改正につきましては、会議規則第161条において協議または調整を行うための場については別表で定めておりますが、意見書案等の協議のための意見書等調整会議と災害時における情報収集や避難支援などについて協議または調整を行うための議会災害連絡会議を追加するものであります。

以上、5件について提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第28号外4件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第28号外4件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第28号外4件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 委員会所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会の調査研究項目である図書館に関する調査について委員会の報告を求めます。総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、総務文教常任委員会における所管事項調査の報告を申し上げます。

当委員会では、老朽化した市立名寄図書館の将来像を研究することを目的に、平成28年から本年度まで8カ所の図書館等を視察し、調査を進めてまいりました。また、視察終了後の本年7月12日から11月30日まで10回委員会を開催し、市立名寄図書館、名寄市立大学図書館等の調査も含め委員会内でそれぞれの評価、検証作業を進め、そのまとめとしてタイトル「未来を拓く「知」の館」、サブタイトルとして「市立名寄図書館の将来像について」をまとめましたので、その内容の概要を申し上げます。

構成は、初めに、調査研究の経過、視察先の概要、市立名寄図書館の現状について、まとめでは建設に至る経過、人材、建設位置、複合施設、大学図書館との関係性、歴史と図書館で構成しており、最後に結びにて締めくくっております。

まず、初めにでは、図書館は建物の老朽化のみならず、近年の図書館が市民に果たす役割に適応

していないことを含めて老朽化と位置づけ、市民に望まれる図書館像について多くの市民議論を進めてほしい、またこの報告は図書館建設について結論づけたものではなく、今後の議論の参考となることを願うものといいたしました。

調査研究の経過及び視察先の概要については、既に視察報告を申し上げておりますので、省略させていただきます。

市立名寄図書館の現況については、市立名寄図書館は昭和45年建設から築48年が経過し、これまでに年次的に修繕を行ってきましたが、耐震化テストは未実施、外壁の崩落や内部階段踊り場のひび割れ、雨漏りなどが発生しています。また、車椅子で来館された場合、エレベーターがないことに加え、移動空間が確保されているとは言えない状況であり、バリアフリーに対応できておりません。蔵書数の増加に伴うスペース不足から、児童書の一部や絵本が別スペースに配置されているほか、絵本の部屋は職員の目の届かない場所にあり、不審者対策上適さない配置となっております。

まとめとしての建設に至る経過では、これまで視察した図書館はほとんどが老朽化により建てかえているものですが、建設に至るまでの間に大変多くの市民議論を行い、その積み重ねから市民理解が得られるものとなっております。これらの議論経過については、コンセプトや基本理念をしっかりと据えてその方向に進む議論がなされたものと思います。

委員からの意見として、コンセプト形成を図るための議論経過を大切にしたい、図書館を核としたまちづくりも視野に入れたい、専門家の意見を聞く機会を設け市民議論を展開してほしいなどの意見が出され、幹となる考え方をしっかりと据えた議論展開が望ましいのではないかと考えております。

人材では、それぞれ訪問した施設では核となる人材がいる図書館では活動が活発でした。また、

建設計画の市民議論の段階からノウハウのある経験者を登用して、市民ニーズやコンセプト形成まで時間をかけて多くの市民議論を経て建設に至った図書館が印象的でした。一方、指定管理では受ける事業者が有効にノウハウを生かし、地域に入って自主的に調査研究を行い、市民に還元する例もありました。

委員からの共通の意見として、志ある人材が不可欠で、ノウハウを持った人材の職員としての登用、指定管理も有用な人材の配置があれば有効、また職員を育成するために先進的な図書館に事前に派遣して計画の進め方を含めて学ぶことがあってもよいのではないかと意見も出されました。

建設位置では、建設位置の条件は考え方がさまざま、利便性や自然環境豊かな立地などへの考慮が感じられました。

委員から出された意見としては、公共交通機関が整えば中心市街地から離れていてもよいのではないか、子供が一人で行くことができる環境が望ましい、市民、特に高齢者が余暇を過ごす憩える場所、子供連れで買い物とあわせて行ける位置、名寄市立総合病院の待ち時間を利用できる位置の可能性などの意見が出されました。建設位置は大きな課題です。多くの市民議論から何を指すことが重要なのかのコンセプトを明確化する中で、建設位置を決定することが望ましいと思います。

複合施設では、近年は図書館と別の機能の公共施設や商業施設との組み合わせによる複合施設が見受けられますが、相互の往来や一部連携もありますが、密接なかかわり合いはありませんでした。会派からの報告で紫波町の事例報告は参考となりました。

委員からの意見として、教育委員会に関連する老朽化した児童クラブ、ほっと21等の施設との複合、保育所や子育て、中高生の学生支援など、子供の健全育成に関連する複合、高齢者が憩うことができ、健康に関する複合、農業、家庭菜園との連携できる複合などの意見が出されました。ど

の分野においても学びながら物事を進めるために、図書館機能はあらゆる可能性を包含できるのではないかと考えます。また、立地適正化計画の推進や複合化による財源の捻出にも配慮し、身の丈を考慮した計画が必要ではないかと考えます。

名寄市立大学図書館との関係性では、大学図書館は学生や教員の研究や学生に必要な不可欠な施設で、蔵書目的は学科関連のものとする一方で、市民にも開かれた大学図書館として運営されています。

委員からは、役割分担の明確化や大学の試験期間の市民利用について、大学の夏休み期間の市民の積極利用について、新たな図書館では大学生の活動フィールドとして活用できないか、市立図書館と大学図書館が連携し、地域貢献を考えたいなどの意見が出されました。新たな図書館の検討が進められる中で、大学図書館及び大学との関係性も含めて議論していただきたいと思えます。

歴史と図書館では、図書館の機能としてまちの歴史を研究して残し、市民に伝える取り組みが見受けられました。幸いに名寄市では、北国博物館が歴史的資料を保管、展示し、市民に伝える機能を担っております。このような活動は、将来ともに維持することが必要だと思えますが、互いに連携した地域の歴史、伝統、文化の伝承が望まれるのではないかと考えます。

結びにでは、先進地での視察等を通し、改めて確認できたことは、図書館に対する基本的な考え方の変化でありました。とかく図書館は、実績評価として貸し出し冊数や利用人数を数字でのみ捉えがちですが、図書館は無料貸し本屋ではない、貸し出し冊数を競うのではなく、市民に何が提供できたのか、それこそが重要ですよの言葉に象徴されるように、知的探究心の開放、困り事の解決、居場所の提供、コミュニティの場など市民の満足度を高めた結果としての数字でなければ意味をなさないことを再確認いたしました。教育都市宣言を掲げる名寄市にとってふさわしい図書館像を

描くとき、既存の図書館機能に加え、中高生の学習支援の提供や高齢者への憩いの場所ともなり得る生涯学習環境の提供は重要であると考えます。さらに、独自の役割を分担しつつも、情報を扱う図書館、物を扱う北国博物館が郷土、地域、地元に着目し、情報と物を生かす交流の場として連携することができれば、地域をプラス思考で展開する郷土学への次なるステップともなり得るでしょう。すなわち、今求められている図書館は、市民に愛され、親しまれる図書館であります。図書館を核とした新たなコミュニティが生まれ、やがては図書館が人づくり、まちづくりの核として市民の希望となることを切に願いつつ結びとし、総務文教常任委員会の調査報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 意見書案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書、意見書案第2号 後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書、意見書案第3号 日米地位協定のあるべき姿への見直しを求める意見書、意見書案第4号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書、意見書案第5号 相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書、意見書案第6号 教育の無償化・負担軽減に関する意見書、以上6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外5件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外5件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外5件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 報告第2号
例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件につきましては、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 委員の派遣報告を行います。

派遣された委員の報告を求めます。

経済建設常任委員会、奥村英俊委員長。

○経済建設常任委員長（奥村英俊議員） 議長より御指名がありましたので、平成30年度の経済建設常任委員会の行政視察について報告いたします。

当委員会では、今年度は名寄市日進地区再整備基本構想の今後のあり方と市内経済の活性化を調査研究のテーマとし、とりわけ温浴施設のあり方と市街地活性化の調査をするために10月2日から10月3日の2日間で、羽幌町と増毛町において視察研修を行いました。

羽幌町では、はぼろ温泉の取り組みについて、羽幌町商工観光課の方の説明を受け、施設の利用状況及び経営状況については平成6年12月の開業後約12年間、第三セクターへの管理委託によ

る運営を行ってきたものの、団体利用からビジネス利用への利用形態の変化や近隣へ同様の温泉宿泊施設が開業したこと等により利用客が減少。その結果、売上高が減少し、数年後の経営状況の悪化が見込まれるため、民間のノウハウや発想を生かした効率的な施設運営が必要と判断し、平成18年4月より指定管理者による管理運営に移行することとし、1期目10年は指定管理料がない中、約8万人前後の利用客で推移してきたが、サービス、料理への満足度の低下や施設の老朽化が要因となっており、主に日帰り利用客が減少している状況となり、平成28年4月の第2期からは集客の柱となる料理の改善を主な目的として2,400万円の指定管理料を拠出した結果、レストランメニューや宴会プラン、宿泊夕食プランの改善が図られ、従業員教育もアンビックスグループでの研修に積極的に取り組むなどした結果、着実にサービスの向上が図られたことにより前年比910万円増の3億2,100万円の収入となり、650万円の内部留保増となったとのことでした。

今後の課題としては、施設運営に必要な人材の確保、特に調理員の確保やサービス向上のために必要となるそれらの人材の確保、育成と温泉施設を初めとした老朽化した施設の改修に係る多額の財源確保が大きな課題とのことでした。

委員間の意見交換では、羽幌町は人口7,000人余りでありながら、はぼろ温泉サンセットプラザは温泉地に適した環境に恵まれ、年間8万人前後の集客をもって運営を行い、町を挙げて取り組んでいることがうかがわれました。開業25周年を経過した現在でも館内はとてもきれいで、施設や機材等の老朽化が進む中、将来に向けた施設改修計画と施設運営の目標を定めている点や、さらには顧客満足度へ向けての食事の質の向上や従業員のサービス提供向上などについて取り組んでいるといった点について学ぶことができました。

指定管理者である民間の株式会社アンビックスは、町の担当者と定期的な意見交換により課題を

共有しながら、多くのホテル事業を行っていることもあり、そのノウハウを生かし観光客をメインに考えながら施設改修や設備更新を計画的に図り、従業員教育などもグループ内での研修体制をとるなど、指定管理者のメリットを生かした経営と平成28年からの指定管理料がサービスの改善と向上に確実に生かされていることがうかがえました。当市においてもなよろ温泉サンピラーの整備に向けて本年度は基本設計が進められており、ホテルが進むべき目標に加えて設備、営業、調理、接客、清掃などに向けての対応など参考にできる内容が多く、現場へも伝えていきたいと思えます。

次に、増毛町では、平成27年のJR留萌本線の留萌一増毛間の廃線を乗り越え、鉄道遺産を活用した鉄道廃線の増毛駅舎を活用した地域ブランド形成プロジェクトについて、町長、議会議長、企画財政課の皆さんからお話を聞き、意見交換させていただきました。

事業の開始に当たっては、地方創生拠点整備交付金の採択を受け、交付金3,599万円を含む7,198万円の事業費で、この間合理化で減築されていた増毛駅舎の復元と増築、広場の整備を交付金325万円を含む650万円の事業費で終着駅であった増毛駅の歴史とにぎわいの歴史のシンボル塔、テルミヌスへの願いの制作、交付金144万円を含む288万円の事業費で地域ブランド創生に向けた資源の発掘、観光ガイド養成、歴史文化遺産の再発見を狙いとした歴史文化資産を生かしたまちづくりを考えるセミナーの開催をしています。また、駅舎完成後のことしの4月に完成記念の倍賞千恵子講演会、オープニングセレモニーの開催、5月に廃線路を歩く健康ウォーキング、増毛春の味まつりなどの開催により多くの来場者を得てにぎわいを見せているとのことでした。

にぎわい創出の具体策として、若い人たちへのアプローチとしての婚活の実施、国稀酒造の協力により新しい蔵をつくり、試飲ができるようにする。冬にどのようにお客さんに来てもらうか、冬

の食についての研究課題はあるが、人気すし店は地元の人混んでいて食べられなかったり、秋の味まつりや春の味まつりなどには大型バスが列をつくる状況もあり、年間の入り込み客数の目標を30万人としています。JR留萌本線の留萌一増毛間の廃止に伴う報道などもあり、ふるさと納税でも29年度5億5,000万円の町外の方からの応援をいただいていること、札幌や東京の百貨店で増毛産の果物のPR、セイコーマートとの連携による増毛産ヨウナシを使った製品の検討と町内の青年たちが企画したオープニングセレモニーでは町民ら100人によるロングテープカットを実施したり、町民有志の青年部協働体がトロッコ試乗会を行うなどの協力体制もできています。また、クラウドファンディングによって旧増毛小学校の屋根のふきかえや旧富田屋旅館の修繕を行っており、町民みずからも景観保持に協力してくれているというお話を伺うことができました。

委員間の意見交換でも増毛町が築いてきたこれまでの歴史や自然、育んできた文化、人間関係など増毛町の持つ多くの財産を生かし、JR留萌本線留萌一増毛間の廃止という町にとって大きな痛手から逆転の発想で中心市街地を活性化させ、これまで以上ににぎわいをつくり出そうという意気込みと増毛町全体の魅力向上に努めたいという気持ちが町長の発言や果樹農家である議長がここ増毛へ来てこだわってつくり続けている果物を食べてもらうことが重要という発言からもはっきりと伝わってきたことと、当市においてもこれまでの歴史や自然、育んできた文化、人間関係などの多くの財産のポテンシャルをいかに高め、生かすかが求められていると話し合ったところです。

以上、経済建設常任委員会の行政視察報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） ここで、市長より発言

を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 平成30年第4回定例会議案第4号の名寄市総合計画（第2次）中期基本計画を定めることについて、17、18の2日間にわたり慎重審議をいただき、議決をいただきました。まことにありがとうございます。

また、議決に当たりましては、名寄市自治基本条例第19条に則して中期基本計画の市民周知により一層努めることなど6項目にわたる附帯決議をいただきました。今後この内容を重く受けとめ、行政運営に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第4回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 東 川 孝 義